

## 財団法人公益法人協会寄附行為

### 第1章 総 則

(名 称)

**第1条** この法人は、財団法人公益法人協会という。

(事業所)

**第2条** この法人は、事務所を東京都文京区本駒込2丁目27番15号に置く。

2 この法人は、必要に応じ、支部を置くことができる。支部に関する規程は、理事会の議決を得て、別に定める。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

**第3条** この法人は、公益法人の健全なる育成発展に貢献し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 公益法人の育成事業
- (2) 公益法人問題に関する調査研究事業
- (3) 監督官庁への協力事業
- (4) 公益法人間の交流事業
- (5) 公益法人関係者の福利厚生事業
- (6) その他、目的を達成するに必要な事業

### 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

**第5条** この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 別紙財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 会費収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

**第6条** この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

## 定款(特例財団法人)

- (1) 基本財産として指定して寄附された資産
- (2) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した資産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

**第7条** この法人の資産は、理事長が管理、運用し、その方法は理事会の議決を得て、別に定める。

(基本財産の処分の制限)

**第7条の2** 基本財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ主務官庁の承認を受けなければ、処分し、又は担保に供することができない。

(経費の支弁)

**第8条** この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

**第9条** この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更しようとするときも前項と同様とする。

3 理事長は、前各項の議決があったときは、遅滞なく事業計画書及び収支予算書を主務官庁に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

**第10条** この法人の事業報告及び決算は、会計年度終了後3ヶ月以内に監事の監査を受け、監査報告書を添えて、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認があったときは、会計年度終了後3ヶ月以内に主務官庁に報告しなければならない。

(会計年度)

**第11条** この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第4章 役員等

(種別及び選任)

**第12条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事10名以上15名以内

(2) 監事2名以上3名以内

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事は、互選により、会長1名を選任することができる。

4 理事は、互選により、理事長1名を選任する。また、理事長は理事会の承認を得て、理事のうちから副理事長、専務理事、常務理事を指名することが

## 定款(特例財団法人)

できる。

- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 7 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 8 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
- 9 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員職務)

**第13条** 会長は、この法人の重要な業務の執行について意見を述べるものとする。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行し、かつ、業務を処理する。
- 5 副理事長及び専務理事が指名されないときは、理事長はあらかじめ理事のうちから、理事長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代行する者を指名し、理事会へ報告する。
- 6 常務理事は、業務を分担処理する。
- 7 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 8 監事は民法第59条に定める職務を行う。

(任期)

**第14条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の、増員により選任された役員任期は、他の役員残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又はその任期満了後も、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。ただし、解任されたときは、この限りでない。

(解任)

**第15条** 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事又は評議員現在数の4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

定款(特例財団法人)

(報酬及び費用弁償)

**第 16 条** 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給し、その他の役員、顧問及び専門委員等には、費用を弁償することができる。

2 前項の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

(名誉会長及び顧問)

**第 17 条** この法人に名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定め、た上で選任し、理事長が委嘱する。

(名誉会長及び顧問の職務)

**第 17 条の 2** 名誉会長は、儀礼的行為を行ない、かつ、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

2 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べるることができる。

(評議員)

**第 18 条** この法人に、評議員 30 名以上 40 名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には第 14 条(任期)、第 15 条(解任)及び第 16 条(報酬及び費用弁償)の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

## 第 5 章 会 議

(理事会の構成)

**第 19 条** 理事会は、理事をもって構成し、議長は理事長とする。

(理事会の召集)

**第 20 条** 理事会は、毎会計年度 2 回以上、理事長が召集する。

2 理事長は、理事及び監事から、会議の目的である事項を示して請求があったときは、すみやかに理事会を召集しなければならない。

3 理事長は、理事会を召集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の少なくとも 5 日前までに、文書をもって通知しなければならない。

(理事会の定足数及び議決)

**第 21 条** 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 定款(特例財団法人)

- 3 止むを得ない事由により、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

**第22条** 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日付及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者又は表決委任者を含む。）
- (4) 会議の目的である事項及びその内容
- (5) 議事議決の経過の概要及びその結果

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名押印しなければならない。

(評議員会の構成)

**第23条** 評議員会は、評議員をもって構成し、議長は評議員の互選とする。

- 2 評議員会は、役員を選任をするほか、理事長の諮問に応じ、必要と認める事項について助言する。
- 3 評議員会には、第20条（理事会の招集）、第21条（理事会の定足数及び議決）及び第22条（議事録）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

## 第6章 専門委員会

(専門委員会)

**第24条** この法人の事業を推進するため、理事長は、学識経験者のうちから、専門委員を委嘱することができる。

- 2 専門委員は、委員会を組織する。
- 3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

## 第7章 事務局

(事務局)

**第25条** この法人の事務を処理するため、事務局を設け、職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

## 第8章 会 員

(会 員)

**第26条** この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

## 第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

**第27条** この寄附行為の変更は、理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ、効力を生じない。

(解 散)

**第28条** この法人は、民法第68条第1項第3号又は第4号に掲げる事由による場合を除き、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を受けなければ、解散することができない。

(残余財産の処分)

**第29条** この法人の解散時に存する残余財産は、理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の許可を受けて、この法人に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

## 第10章 情報公開

(情報公開)

**第30条** この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、積極的に情報公開を行う。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

## 第11章 補 則

(施行細則)

**第31条** この寄附行為の実施に必要な細則は、理事会の議決を得て別に定める。

付 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、この法人の設立許可のあった日に始まり、昭和48年3月31日に終る。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、

定款(特例財団法人)

昭和 49 年 3 月 31 日までとする。

付 則 (変更認可 昭和 50 年 8 月 26 日)

第 17 条及び第 17 条の 2 の規定中、名誉会長に関する規定は、主務官庁の認可を受けた日から実施するものとする。

付 則 (変更認可 昭和 53 年 8 月 16 日)

第 12 条第 1 項、第 4 項及び第 13 条第 3 項、第 4 項の規定、ならびに第 25 条第 1 項の規定は、主務官庁の認可を受けた日から実施するものとする。

付 則 (変更認可 昭和 55 年 5 月 12 日)

- 1 第 12 条第 2 項、第 18 条及び第 23 条の規定は主務官庁の認可を受けた日から実施するものとする。
- 2 この寄附行為変更の際における役員は、第 12 条第 2 項の規定による評議員会において選任されたものとみなす。
- 3 この寄附行為の変更に基づいて初めて選任された評議員の任期は、第 18 条第 3 項の規定にかかわらず、昭和 58 年 3 月 31 日までとする。

付 則 (変更認可 昭和 60 年 3 月 30 日)

- 1 第 12 条第 1 項 1 号の規定は主務官庁の認可を受けた日から実施するものとする。
- 2 この寄附行為変更に基づいて選任された理事の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 61 年 3 月 31 日までとする。

付 則 (変更認可 昭和 61 年 4 月 10 日)

第 12 条、第 13 条の規定は主務官庁の認可を受けた日から実施するものとする。

付 則 (変更認可 昭和 62 年 4 月 1 日)

変更後の寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から実施するものとする。

付 則 (変更認可 平成元年 5 月 10 日)

変更後の寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から実施するものとする。

付 則 (変更認可 平成 3 年 10 月 17 日)

変更後の寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から実施するものとする。

付 則 (変更認可 平成 10 年 4 月 1 日)

変更後の寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から実施するものとする。

付 則 (変更認可 平成 13 年 7 月 23 日)

変更後の寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から実施するものとする。

付 則 (変更認可 平成 15 年 4 月 23 日)

変更後の寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から実施するものとする。

付 則 (変更認可 平成 18 年 5 月 29 日)

変更後の寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から実施するものとする。